

地方自治法第250条の2適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	河川課	整理番号	4 - 312
処分の種類	砂利採取停止、災害防止措置命令			
根拠法令条例等・条項	砂利採取法第23条第1項			
処分の概要	災害防止のため採取計画の協議の成立を受けた砂利採取者に対し、砂利採取停止又は災害防止措置命令			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	未設定(法令等の規定において言い尽くされているため) 〔参考〕砂利採取法第23条第1項 砂利の採取に伴う災害の防止のため緊急の必要があると認めるときは、砂利の採取に伴う災害の防止のための必要な措置をとるべきこと又は砂利の採取を停止すべきことを命ずることができる。			
基準の制定根拠	—			